

「なりわい再建支援補助金」の県説明会が開催

なりわい再建支援補助金について石川県による説明会が2月9日に開催されました。詳細は今後示されますが、説明会の資料より概要を掲載します。

対象となる事業者

- ・ 中小企業等…従業員数 100 人以下又は資本金 5,000 万円以下
 - ・ 中堅企業又はみなし中堅企業…資本金又は出資金の価値が 10 億円未満の事業者等
- ※個人事業主も対象です。また、医療法人も対象となります。

対象経費

施設（登記してあるもの）、設備（資産計上してあるもの）
※業務にのみ使用していたパソコン機器も対象

補助率 中小企業者は4分の3（上限15億円）。

ただし一定の要件を満たす事業者には上限5億円の定額補助（100分の100補助）が行われます。

- 要件**
- ・ 補助を受ける施設・設備の「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入
 - ・ 事業継続力強化計画やBCP計画（業務継続計画）を策定又は策定予定

なりわい再建支援補助金

石川県ホームページ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/hisai_seminar24029_14.html



1月診療分の概算請求を歯科にも認めるよう要望

2月2日付けで厚労省より1月診療分の概算請求を行うことができる特例が出されましたが、対象は医科保険医療機関に限るとされています。石川県に対し歯科保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションも対象とするよう2月5日に石川県へ要望しました。

介護サービスの利用料免除のレセプト記載が示される

介護サービスにおいても、利用者に対し窓口で免除対象となることを確認できれば、利用料の免除を行う特例が実施されています（4月末まで）。利用料を免除した場合の介護報酬のレセプト記載について2月2日付けで厚労省より示されましたので、取扱いを以下に掲載します。

なお、被保険者証の提示がなかった場合は紙レセプトでの請求となりますが、月遅れでの請求もできますので、被保険者証を取り付けてからオンライン請求することも可能です。

免除対象となる利用者の要件（医療と同じ）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

